

平泉町下水道事業経営戦略

団 体 名	:	平泉町			
事 業 名	:	公共下水道事業			
策 定 日	:	平成 29 年 3 月			
改 定 日	:	令和 6 年 3 月			
計 画 期 間	:	令和 6 年度 ~ 令和 15 年度			

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年 (供用開始後27年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用) 令和2年4月地方公営企業法一部適用)
処理区域内人口密度	15.2人/ha (令和4年度末)	流域下水道等への 接続の有無	有(磐井川流域下水道に接続)
処理区数	1処理区		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化：供用開始当時から磐井川流域下水道に接続して、一関浄化センターで汚水の処理を行っている。 共同化：実績なし 最適化：平成28年度に計画区域を325haを202.6haに、令和4年度に196.8haに縮小し、当該区域128.2haは合併処理浄化槽処理区域に変更。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【一般汚水】				
	基本使用料と使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる料金制を採用しております。				
	基本使用料	水量使用料(1m ³ 当たり)			
1,100円	10m ³ まで	80円			
	10m ³ を越え20m ³ 以下	130円			
	20m ³ を越え30m ³ 以下	140円			
	30m ³ を越え50m ³ 以下	170円			
	50m ³ を越え100m ³ 以下	180円			
	100m ³ を越える分	190円			
	※消費税及び地方消費税を含んでいません。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様				
その他の使用料体系の 概要・考え方	【浴場汚水】				
	基本使用料と使用水量に応じて使用料が変動する従量使用料からなる料金制を採用しております。				
	基本使用料	水量使用料(1m ³ 当たり)			
1,100円	10m ³ まで	40円			
	10m ³ を越え30m ³ 以下	60円			
	30m ³ を越える分	80円			
	※消費税及び地方消費税を含んでいません。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	3,520円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	3,776円
	令和3年度	3,520円		令和3年度	3,786円
	令和4年度	3,520円		令和4年度	3,788円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
 *3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道係は令和5年度現在2人で、公共下水道事業、農業集落排水事業等に兼務して従事している。職員給与については、下水道事業の収益的勘定に1名分予算措置している。
事業運営組織	行政機構改革により、平成11年度に水道部門と組織統合し上下水道課、平成17年度に土木部門と組織統合し現在の体制の建設水道課となった。業務内容に合わせた組織体制の見直しを行いながら、業務の効率化に努めてきた。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ保守点検業務、流量計保守点検業務、流量調査業務、量水器検針業務等を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

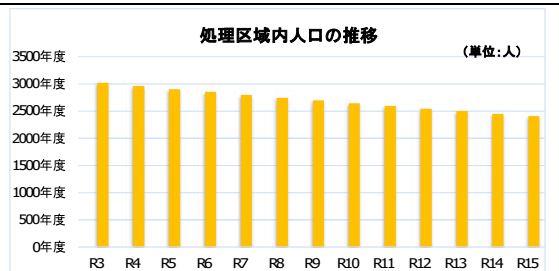
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和5年度に策定・公表予定の令和4年決算「経営比較表」を添付している。
この、経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、全国平均や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っている。今後は経年の比較を実施し、経営の健全性・効率性に対するの対応を検討している。

2. 将来の事業環境

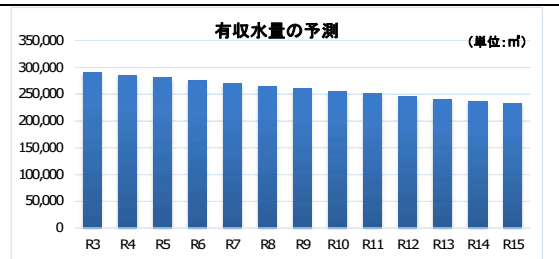
(1) 処理区域内人口の予測

本町では地域ごとの人口予測を作成していないことから、「平泉町人口ビジョン2021」で算出した総人口の将来人口予測値から、増減率を求め、区域内人口の将来予測値を推計する。
本町の公共下水道事業における処理区域内人口は、令和3年度3,018人から毎年△1.87%と減少すると予想されるため、令和14年度には2,452人に減少する見込みである。



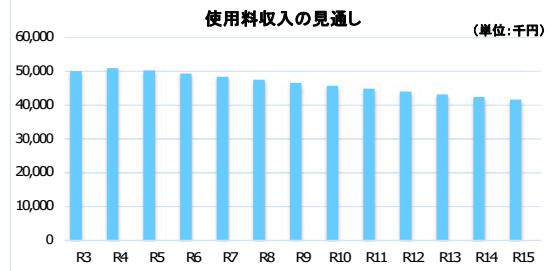
(2) 有収水量の予測

前述の人口予測のとおり処理区域内人口の減少が進んでいくと予測されるため、有収水量についても同様に毎年△1.87%に減少する見込みである。



(3) 使用料収入の見通し

前述で述べた人口予測のとおり、処理区域内人口と有収水量の減少が進んでいくと予測されるため、使用料についても同様に毎年△1.87%減少する見込みである。



(4) 施設の見通し

本町の下水道普及率は令和3年度末現在で、41.3%となっている。今後の人口減少の実情から、費用対効果や財政状況を踏まえて新たな区域拡張はしない方針である。管渠については耐用年数を迎えるのが約26年後であるため、修繕等の費用は少ない。しかし、マンホールポンプや管渠用電気及び機械設備は耐用年数を過ぎているものもあり、年々維持管理に係る費用は増加傾向にある。維持管理費用を抑えるためには設備等の更新が必要となるため、今後はストックマネジメント計画を策定し、重要度や優先度を踏まえて更新時期を明確にし、長期的な視点で効率的な管渠等更新を進めていく。

(5) 組織の見通し

現体制は、建設水道課下水道係で2人体制(農業集落排水事業業務)となっており、これ以上の人員削減を検討することは現実的ではないため、少なくとも現体制を維持する必要がある。今後の見通しについては、施設や管渠の更新工事等の事業実施見込みに応じ、技術職員の配置を検討する必要がある。

3. 経営の基本方針

下水道の整備は昭和58年度に着手し、平成7年から供用を開始し、下水道の普及に合わせ水洗化を促進してきたため、水洗化人口は年々増加傾向にある。しかし、人口は減少していく見込であり、近年の節水対応機器の普及、節水意識の向上などの影響もあり、収入の根幹をなす下水道使用料収入の減少は不可避な状況となることが想定される。

また、急速に整備を進めてきた下水道施設は老朽化が進み、汚水管総延長34km(令和3年度末時点)の約35%が埋設後約25年(耐用年数50年)が経過している。本計画期間において大規模な改築の見込はないが、今後も下水道施設の機能を維持するため、維持管理費や改築更新に必要な費用の大幅な増加が見込まれる。

こうした状況下においても、下水道事業は、快適で住みよい居住環境づくりと河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善、循環型社会形成への貢献度、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たす必要がある。

そこで、本経営戦略においては、本町の中長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画である「総合計画」の施策を実行するとともに、将来にわたり持続可能な下水道サービスを持続的・安定的に提供するため、3つの経営の基本方針として事業の運営を行っていくものである。

1. 計画的・効率的な事業執行

- ・令和3年度に下水道整備が概成したため、今後は耐用年数等に基づきながら管渠施設等の適切な更新に努める。
- ・業務の効率化とコスト縮減に積極的に取り組む。

2. 経営基盤の強化

- ・令和2年4月から公営企業会計適用し、独立採算性及び透明性を高め、長期的に安定した下水道事業経営の実現に努めているところである。
- ・研修等に積極的に参加し、職員一人ひとりの能力向上と経営改革に取り組む。

3. 下水道事業の「見える化」の推進

- ・経営状況について、経営比較分析などを活用し自らの経営の現状と課題を客観的に把握し、より健全で効率的な経営を目指す。
- ・ホームページなどを通して経営状況を開示することで、事業運営の透明性を確保し、誰からも分かりやすい下水道事業運営に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本町の公共下水道事業は、整備が概成しており、今後の投資は更新事業が中心となる。そのため、耐用年数等に基づきながら、適切な時期に施設更新等を行い、維持管理費の縮減に努める。
-----	---

○全体的な考え

当町は、令和4年度の事業計画の変更をもって、下水道区域内の整備は概成していることから、今後は下水道区域内の整備済みの管渠・設備の更新及び修繕が主となる。特に供用開始から27年を経過し、管渠用機械設備及び電気設備が耐用年数を向かえ、修繕費用の増加が予想される。そのことから、設備の優先順位から更新時期を明確化し、投資の平準化・維持管理費の削減に努める。

○各項目の積算根拠

(建設改良費)耐用年数等に基づき、管渠用機械設備及び電気設備の更新を計上。

(減価償却費)現在の施設における減価償却予定額に、新たに建設改良した事業分を加えて計上。

(企業償還金)現在の償還計画に更新事業等に係る新たな企業債の借入分を含めて計上。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>【目標】人口減少に伴い使用料収入が毎年減収となるが、維持管理費を抑制しながら収支の均衡を図り、経営の健全化を目指す。</p> <p>【目標指標】R15経常収支比率 100%以上(R4:103.02%)</p> <p>【目標指標】R15経費回収率 100%以上(R4:79.59%)</p>
-----	---

○全体的な考え方

当事業における収益的収入の主な財源は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計補助金となっている。使用料収入においては、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しており、一定の収入を確保するためには、適正な使用料を検討する必要がある。

また、一般会計補助金については、国が示す繰出基準に基づく繰入金と、収支均衡を図るための基準外の繰入金がある。本収支計画では、令和4年度の繰入基準に基づき、将来の繰入見込額を算出しているが、支出額が収支額を超過しており、収支均衡を図るため基準外繰入金に依存している状態である。

資本金的収入における主な財源は、国庫補助金と一般会計からの出資金、企業債となっている。更新事業を実施していく場合は、国庫補助金や企業債を活用して建設改良費の財源として確保していく。また、一般会計からの出資金は、毎年度、財政担当課と協議の上、収支均衡が図られるよう繰入額を決定する。

○各項目の積算根拠

(国庫補助金)更新事業等に係る建設改良費の1/2を計上。

(他会計出資金)収支均衡が図られるよう補填財源を活用しながら不足額を計上。

(企業債)・更新事業等の建設改良費の他財源(国庫補助金等)を差し引いた額を計上。

・企業債元金償還等の平準を図るため、資本費平準化債の借入れ分を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

公共下水道への接続は費用対効果が得られず、また、近隣市町村とは距離があるため、施設・設備の統合等とはできないことから現在の管渠施設及び処理場施設に係る経費の削減に努める。

○各項目の積算根拠

(職員給与費)公共下水道の担当者が事務を兼務するため、職員給与費は計上しないものとする。

(委託料)下水道施設維持管理業務、汚泥処理業務、水質検査業務等を民間へ委託し人件費等の削減を図っているが、昨今の物価上昇から毎年2.0%の増加を見込んでいる。

(修繕費)最適化構想に基づき施設等を更新していくが、軽微な修繕が増加することが予想されるため、毎年3.0%程度の増加を見込んでいる。

(動力費)今後、施設や管渠等が増加する計画はないが、昨今の電気料金等の価格上昇からR7～8に+5.0%、R9～14+2.0%の上昇を見込んでいる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和4年度より岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づいて、維持管理委託等の費用削減を検討している。最適化に関しては、費用対効果から新たな区域拡張は行わず、浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく方針である。
投資の平準化に関する事項	耐用年数等に基づき、点検・調査から5カ年の実施計画を立て、更新費用の平準化を進めていく方針である。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資にかかる民間活用については、本町の現状の事業量では難しいと考えているが、民間ノウハウの活用による効率化や活性化を念頭に、今後検討していく。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在の使用料水準では、維持管理経費を賄っていないことから、令和7年度に2割、令和10年度に2割の使用料改定を予定している。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	施設や管渠の更新にあたっては、可能な限り国庫補助金等を活用するとともに、交付税措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性、費用対効果を考えながら、今後検討していく。
職員給与費に関する事項	職員給与費等については、町長部局の制度に基づく。
動力費に関する事項	電力契約が適正なものか検討し、コスト縮減に努める。また、施設の更新時には、動力費が削減できるような機器の整備に努める。
薬品費に関する事項	包括的民間委託等によりコスト削減が可能か検討する。
修繕費に関する事項	定期的な点検・調査を行うことにより、適切な維持管理に努め、突発的な修繕費用の発生を抑制する。
委託費に関する事項	広域化・共同化において業務内容等について、費用対効果が図られるかを検討していく。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は毎年度決算状況を基に進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年に一度を目安として計画の見直し(ローリング)を行っていく。 モニタリングやローリングにあたっては、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析を行い、反映することとし、PDCAサイクルを継続的に進めていく。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度		(単位:千円)											
	前々年度 (令和3年度 決算)	前年度 (令和4年度 決算)	本年度 (令和5年度)	本年度 (令和6年度)	本年度 (令和7年度)	本年度 (令和8年度)	本年度 (令和9年度)	本年度 (令和10年度)	本年度 (令和11年度)	本年度 (令和12年度)	本年度 (令和13年度)	本年度 (令和14年度)		
資本的収入	1. 企業価値標準化債	50,300	41,600	49,500	51,300	48,400	36,800	28,200	24,500	14,900	14,300	14,000		
	うち資本費平準化債	34,900	34,900	34,900	39,800	31,900	23,000	16,200	12,500	2,900	2,300	2,000		
	2. 他会計出資金	52,356	42,284	37,375	40,603	36,742	30,789	29,524	27,828	26,603	21,878	14,732		
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	10,000												
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	5,056	4,287	1,395										
9. その他														
計	117,712	90,058	86,875	91,903	85,142	67,589	57,724	41,503	36,178	28,732				
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
純計 (A)-(B)	117,712	90,058	86,875	91,903	85,142	67,589	57,724	41,503	36,178	28,732				
1. 建設改良費	36,461	8,119	13,039	9,888	14,960	12,248	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440			
うち職員給与	7,930													
2. 企業価値選金	149,210	151,838	144,786	147,853	140,903	126,027	118,064	101,716	96,052	87,814				
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計	185,671	159,957	157,841	157,841	155,863	138,275	128,504	123,144	123,144	112,156	106,492			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	67,959	69,899	70,959	65,938	70,721	70,686	70,780	70,816	70,816	70,653	70,314			
1. 損益剰余金	64,591	70,597	70,756	70,838	70,721	70,686	70,780	70,816	70,816	70,653	70,314			
2. 利益剰余金処分額														
3. 繰越工事資金														
4. その他	3,368	776												
計	67,959	71,373	70,756	70,838	70,721	70,686	70,780	70,816	70,816	70,653	70,314			
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 1,474	△ 163	△ 4,900										
他会計借入金残高 (G)														
企業価値選金 (H)	1,787,707	1,678,069	1,572,117	1,475,564	1,380,278	1,287,775	1,198,548	1,108,684	1,020,480	933,664	938,728			
合計	155,091	149,498	149,114	142,871	143,375	144,942	137,489	136,424	135,528	135,103	129,978			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度		(単位:千円)											
	前々年度 (令和3年度 決算)	前年度 (令和4年度 決算)	本年度 (令和5年度)	本年度 (令和6年度)	本年度 (令和7年度)	本年度 (令和8年度)	本年度 (令和9年度)	本年度 (令和10年度)	本年度 (令和11年度)	本年度 (令和12年度)	本年度 (令和13年度)	本年度 (令和14年度)		
収益的収支分	うち基準内繰入金	88,887	82,371	87,865	86,659	85,886	85,894	85,393	85,393	85,055	84,873	83,777		
	うち基準外繰入金	13,848	23,556	18,135	21,541	20,814	22,307	22,307	22,307	23,445	23,227	24,423		
	計	52,356	43,571	42,284	40,603	37,375	36,742	30,789	29,524	27,828	26,603	21,878		
資本的収支分	うち基準内繰入金	52,356	43,571	37,375	40,603	36,742	30,789	29,524	27,828	26,603	21,878	14,732		
	うち基準外繰入金	52,356	43,571	37,375	40,603	36,742	30,789	29,524	27,828	26,603	21,878	14,732		
	計	155,091	149,498	143,375	142,871	143,375	144,942	137,489	136,424	135,528	129,978	122,932		